

5 水企調第3118号
令和5年7月27日

香川県広域水道企業団水道事業等審議会
会長 様

香川県広域水道企業団
企業長 池田 豊人

諮 問 書

香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

香川県広域水道企業団は、平成30年4月に、香川県及び県内8市8町の水道事業等を統合し、業務を開始しました。

本企業団では、現在、構成団体の料金制度を用いた区分経理を実施しておりますが、企業団の業務運営の基本指針である「香川県水道広域化基本計画」では、「令和9年度までは、旧水道事業体の料金体系を用い、広域水道施設整備事業終了後の令和10年度に水道料金を統一する。水道料金の統一に当たっては、料金体系の統一を行う必要があることから、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。」としております。

人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給していくためには、統一後の水道料金について、基本計画策定後の環境変化や平成30年の水道法改正の趣旨を的確に踏まえたものがある必要があります。

つきましては、令和10年度の水道料金統一に向け、本企業団の今後の水道料金のあり方について意見を求めます。